

国自旅第318号
令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン

1. 本ガイドラインの前提

法第79条の2第1項第5号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送の実施に当たり、当該運送に係る運転業務を担う者が当該事業者協力型自家用有償旅客運送に協力する一般旅客自動車運送事業者（以下「協力事業者」という。）との雇用関係にない場合とする。

2. 責任関係に係る取決めの内容

事業者協力型自家用有償旅客運送の実施に当たっては、協力事業者と雇用関係のない運転者が、自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任に係る内部的な負担割合の明確化等の観点から、実施主体と協力事業者との間で、業務の受委託に際して以下の事項について定めた取決めを行うことが望ましい。

(1) 損害賠償責任の負担割合

原則として、協力事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等によって生じた第三者に対する損害賠償に係る実施主体と協力事業者の内部的な負担割合は、全て実施主体が負うものとする。ただし、当該事故が、協力事業者の故意又は過失により、協力事業者が実施主体から受託した業務内容について適切に履行されていなかったことにより生じたものである場合は、故意の有無や過失の程度に応じて、両者が別途協議して定めるものとする。

(2) 解決への協力

被害者との協議については、実施主体と協力事業者の両者が協力して事態の解決に当たるものとする。

(3) 協力事業者の業務の明確化

道路運送法等関係法令に基づき、以下の各項目をはじめとして協力事業者の業務内容を明確にすること。

- ① 運行内容
- ② 運行管理及び車両整備管理の方法
- ③ 運送の対価に係る収受の取扱い
- ④ 事故の際の報告
- ⑤ 協力事業者が行う実施主体への業務報告の内容及び頻度

※なお、この他、地域の実情に応じ取決め内容を適宜追加することを妨げない。

3. 協力事業者の法令遵守

協力事業者は、事業者協力型自家用有償旅客運送の受託に当たっては、道路運送法等

関係法令上、自家用有償旅客運送に係る関係規定を遵守するものとする。

4. 実施主体の責任

法第79条の4第1項第6号及び道路運送法施行規則第51条の22の規定の趣旨に鑑み、自家用有償旅客運送の運行により生じた損害を賠償するための措置を講ずる責任は、第一義的に実施主体が負うべきものと解される。このため、事業者協力型自家用有償旅客運送の実施に当たっても、運行中の事故における損害賠償責任について、特段の取決めなく運転者に負わせることのないよう留意するものとする。

附 則

本通達は、令和2年11月27日から適用するものとする。